

# STONE RIVER

豊中・狭山事件研究会「ストーン・リバー」33号 2016年10月

郵便振替

00960-8-100574「狭山事件研究会」

関連ブログ

<http://burakusabe.exblog.jp/>

## 狭山事件、53年目の新証拠 「万年筆は被害者のものではない」

### 今こそ再審を！豊中集会

日時 **10月20日（木）18時30分～20時30分**

会場 豊中人権まちづくりセンター

講演 **菅野良司さん**（ジャーナリスト）

参加無料

主催 狭山事件の再審を求める  
豊中市民共闘会議

TEL 06 (6841) 5300



9月29日、第30次高裁前アピール

**「最強の有罪証拠」に捏造の疑い**

その道の専門家などから指摘されてみれば、「なるほど。その通りだ。常識にもかなう」と思うことは世上よくあることだ。今から五三年も前の一九六三年五月一日に埼玉狭山市で起きた女子高校生殺害事件で再審を求めている石川一雄

**「万年筆」は被害者のものではない**

**菅野良司**

かんたんに「リポート」ナオト。一九〇年、狭山事件の犯人として一九五五年に執行された一九六〇年、東京高裁（第二回）として入獄された。そして一九六三年五月一日に狭山事件の再審を求め、再審請求の嵐を巻き起こした（石川一雄）

狭山再審の新証拠

「世界」10月10日の

さん（七七歳、無期懲役が確定し、服役一九九四年二月から飯沼中への弁護士は、八月三日、有罪を覆す有力な新証拠を東京高裁（榎村孝一裁判長）に提出した。新証拠は、長い再審のたまたかでも光があたりにくかった「万年筆のインク」問題を平易かつ常識的に解明しており、弁護士は「物証から、有罪ストーリーを粉砕するもの」と位置付けている。石川さん無罪の決定打ともみられる新証拠を紹介したい。

下校途中の女子高校生（当時一六歳）が強姦、殺害された狭山事件で、東京高裁（専正二裁判長）が一九七四年一〇月三十一日に言い渡した確定有罪判決は、石川さんを犯人と断定する理由として三つの物証をあげていた。万年筆、腕時計の三つで、いずれも被害者の所有物が石川さんの自白によって発見されたと認定していた。三大物証ともいわれるこれらの証拠は、捜査当局がその遺棄場所を知らないのに自白によって初めて発見されたことから、「秘密の暴露」にあたることと確定判決は指摘していた。特に、万年筆は唯一、石川さんの自宅から見つかっており、腕時計は石川さんの生活圏である狭山市内の雑木の森、道路脇の木の根元から見つかった、強力な有罪証拠とされた。今回の新証拠はこの万年筆に関するもので、石川さん宅から発見された万年筆以下、発見有罪筆は被害者の所有物ではなかったことを明らかにしている。秘密の暴露を備えた最強の有罪証拠に、何者かによる捏造の疑いが浮上しても言える。

# 実に恐ろしや権力犯罪。 インク壺の提出・証明に53年。 裁判員裁判なら、万年筆発見過程で無罪(無実)確定の事案だ！ 寺尾判決のトラウマ…大詰め…ホント…気が抜けない…あと何歩…



何年かぶりに『世界』を買いました。もちろん、菅野さんのを読むためです。が、「相模原事件の問い」「9・11から15年」などもあり、頭の容量がついていきません。その横に、茨木のり子の『没後10年「言の葉」のちから』があったのです。もうあきません、二冊抱えてレジへ…。その前もです。仙台在住で『七夕しぐれ』(2006年)などで、ムラの青春像を記した、熊谷達也の、3・11以降の三部作(今のところ)がこれ見よがしに並んでるんです。見逃せません。びっくりしました。続いてるんです。青春から未来まで、物語が。登場人物はもちろん増えていって、関連図だけで混乱します。ライフワークということなので、どう展開していくのか、興味津々です。

騒々しい本屋の、人のいない法律本のコーナーで出会ったのは、2009年の夏頃だったでしょうか。「菅野良司って知ってる？読売出身

だって…。今、『裁判員裁判にみる 狭山事件』を手にしてるんやけど…」「初めて聞く…。奥付、まえがき、あとがきから目を通していく。横組みで読みやすい…。

目が止ったのは、

「結果的に冤罪と判明した事例のいくつかをみれば、経済的な余裕がなく、十分な教育の機会も得られなかった、孤独な人々に捜査の目が向けられがちなることを示している。語弊を恐れずに言えば、泣き寝入りしかない、権力に無抵抗な人々がターゲットに選ばれてきたのではないかと危惧する。」

「公判記録を読む一つのきっかけは、支援者のためいきまじりの一言だった。島田仁郎(最高裁第二小法廷裁判長で第二次再審特別抗告を棄却・2006年)が蹴った再審を大野市太郎(最高裁刑事局長で、東京高裁第四刑事部へ)が始めるわけないよな…。返す言葉がなく、唸るしかなかった。」

「実は、私は狭山事件をあまり知らなかった。たまたま1999年7月、第二次再審が棄却されたとき、石川を取材し、初めて寺尾判決の全文を読んだ。～被告人が犯人だとすると……そうだとすると…偽りであるといわざるを得ない～の部分に特に強い違和感を覚えた。こんな論理則も経験則もない、ご都合主義的な認定だったのか、と驚かされた」

1999年と言えば、3月23日、弁護士団と東京高検が証拠開示で折衝し、曾田検事(当時)から、「手持ち証拠を証拠リストと照合した。積み上げると2～3メートルある」を引き出し、リスト開示、全証拠開示が具体的運動課題となり、2009年6月25日の、門野裁判長(当時)に

よる三者協議開催となり、同年12月16日、二回目の三者協議での、証拠開示勧告(8項目)となる。東京高検は「開示必要なし」「不見当」を繰り返し、20回の協議を経て、2015年1月22日、やっと証拠物の一覧表、高検にある全証拠物279点の領置票、証拠物を出すに至るも、相変わらず不遜な対応に終始している。粘り強いいろいろな運動が今回の万年筆、インクにたどり着いたが、協議は11月上旬、30回をむかえる。

1999年といえば、6月の末だったか？東京の友人から「知り合いの新聞記者が、高木(俊夫裁判長・当時)の身辺警護が固くなってると言ってる。寺尾のこともあるし、再審ヤバいんじゃない…」と電話がはいった。各所に連絡するも、いかんともしがたく、7月8日の第二次再審棄却をむかえる。

目次を見ていく。わかりやすく、丁寧。中身はというと、裁判資料を読み込み、示し、ボクが手にしてきた「狭山もの」では、読みやすく、わかりやすいものだった。2000+税…んっ…しばし黙考…費やされた労力、時間…計り知れない日々…買わずばなるまい。

裁判資料の読みにくさと言ったらない。80年前後か、豊中市職映画研究会が、8ミリ映画を二本創っているのに付き合った時、山上益朗弁護士(故人)事務所の近くにあった、狭山の裁判資料保管庫を訪れたが、辟易した覚えがある。書くことのプロとはいえ、大変な苦労なくして世に問われることはなかつたらう。

帯は問います。全記録をひも解いて、一つ一つの「証拠」を解説する。果たして、この証拠で「有罪」とすることができるのか。裁判員になる読者に判断をゆだねる！！と。そのとき、狭山事件はどうみえるのか！！と。

序章 同時代の誘拐事件/第1章 狭山事件の全容/2章 状況証拠/3章 秘密の暴露/4



章 死体/5章 自白/6章 法廷内外/7章 長い道

出版後、狭山パンフ『狭山差別裁判』417号(発行日2009年12月15日)から、「刑事裁判の原風景」の連載を始められました。懐かしいでしょ…健在ですよ…「狭山パンフ」。最新号は467号で、大詰め?といわれる、下山鑑定と万年筆の疑問の特集です。相変わらず、発行日とのずれは続いてますが、大詰めに乗り遅れないように再読始めませんか。

講演の主体となる、大詰めの再審の根拠は、参加して聞いてほしいので、さわりだけ…。

下山鑑定は、科学警察研究所のデータを、自らが否定していることを明らかにしています。高裁も万年筆が被害者Nさんのものである、という認定を維持することは困難で、「秘密の暴露」を崩しています。

8月9日、池田の集会から徳島(早智子さんの故郷)に夜行バスで帰る二人に、三番街ターミナルで会いました。彼はクソ暑いのに、相変わらず三つ揃い。痩せすぎ?彼女はふとりすぎ?そういう私はお腹ポッコリですが…。元気



そうだけど…石川一雄さん77歳は目が…、早智子さん67歳は耳が…。一日も早く再審開始を！

菅野さんの新著、『冤罪の戦後史～刑事裁判の原風景を歩く』（岩波・3456円）は未読です。すみません。秋の仕事で稼いで手にいれます。

【by いしはらびん】



●大阪の友人BINさんのお連れ合いさんは何年か前に体調をくずされ、今も療養中である。私は彼女の事を敬愛をこめて？密かに「宇宙人」と呼んでいる。彼は自分たちの事を「チッチとサリー」と言っているようだが？それも合っている？。梅田の駅まで会いに来て下さったお二人。とてもうれしかった。  
（写真と文早智子さんのHP「冤罪・狭山事件」より）

## 幾山河 越えさり行かば 寂しさの

## 終てなむ国ぞ 今日も旅ゆく



8月29日、NHKニュースが久しぶりに「狭山事件」を報じた。この日、29回目の三者協議が行われ、その後、石川一雄さんと弁護団が記者会見をし、8月22日に「新証拠」を提出したことを明らかにしたのだ。資料にあるように、石川一雄さんの「自白」によって、3度目の家宅捜索で発見されたという被害者の万年筆にまつわる疑惑は、これまでもずっと指摘されてきたが、裁判所はトンデモナイ屁理屈と推測で押し通してきた。

しかし今回、下山鑑定によって、それらは完

●若山牧水（1885～1928年、宮崎県東臼杵郡東郷村／現・日向市生まれ、歌人）  
【読み】いくやまかわ こえさりゆかば さびしさの はてなんくにぞ きょうもたびゆく  
【歌意】これから先、いったい幾つの山や川を越えて行ったら、寂しさが尽き果ててしまうような国に至るのであろうか。その思いを胸に、今日も旅を続ける。

全に否定され、警察官が作ったストーリーは崩壊した。万年筆は100パーセント被害者のものではないということが科学的に証明されたのだ。「自白」はウソであり、発見された万年筆は誰かがどこからか調達し、石川さん宅の鴨居の上に置いた、これが事実ということだ。もはや検察はもちろんのこと、裁判所も言い逃れはできないはずだ。東京高裁・植村稔裁判長は、ただちに鑑定人尋問をおこない、事実調べをすべきだ。

これが、まっとうな裁判のあり方だと思うが、

しかし、とも考えてしまう。いうまでもないが、これまで散々煮え湯を飲まされ、ペテンにかけられてきたからだ。無実の証拠をあげればキリがないほどにあるが、裁判所は「有罪ありき」で臨み、これらをまともに見ようとせず、恥も外聞も投げ捨ててきた。だから、今回もそうしたことになる保証はどこにもない。

第1審・浦和地裁での死刑判決（1964.3.11）から今日まで52年、維持されてきた「有罪判決」を否定し、再審開始決定をするのは、裁判官にとっては「清水の舞台から飛び降りる」以上の決断であるだろう。第2次再審で高木俊夫裁判長に一時、期待が集まったが、見事に「棄却」決定を喰らったことは記憶に新しいところだ。だから、裁判所にはいささかの「期待」も「望み」を抱くべきではないだろう。彼らがそうせざるを得ないところにまで追い込むこと、他の選択肢がないことを知らしめること、それしかないだろう。

さて、「8.29」から1か月半。この間の動きを振り返ってみると、何が必要か、何が足りない

のか、何をすべきかが見えてくる。NHKはニュースを流した（29日）。新聞は一部だが記事を書いた（30日）。残念ながら、メディアの動きはこれだけだ。

世論はどうか？確認できるようなものは感じられない。そもそも人々は「狭山事件」に関心を持っていない。いや、それ以前にその情報を知ることがほとんどない。もちろん、それは私たちの力不足の結果だ。そうしたこともふまえて、「狭山事件は冤罪だ！」「再審を！」の声を大きくすること、圧倒的なものにする、これに尽きるだろう。

そのためにはあふれるほどの情報発信が不可欠だ。あらゆるツールを駆使して、世論を興すことに集中しなければならない。できていないこと、やれるはずのこと、それがあるはずだ。目の前にある仕事に今すぐとりかかろう！越えるべき山、渡るべき河はまだあるのか？重なる敗北は勝利の糧であるはず。旅の終わりを目指して、さあ、歩こう！

## 登るべき山を登りきり、今こそ本当の「正念場」にするために

●中川一政（1893～1991年、東京生まれ、洋画家、美術家、歌人、随筆家）

日本画家、洋画家のワクに収まらず、デザイン、書、詩、歌、散文と幅広い芸術分野で創造力を発揮した日本では珍しいマルチ芸術家で、自ら「在野派」と称し、独学でその道を究めた。バラを題材にした作品は判明しているだけで800点を超える。

「正念場」は、97歳の時の揮毫（きごう）だ。97歳になってこれからが人生の正念場だという。そして、「一つ山を登れば、彼方にまた大きな山が控えている。それをまた登ろうとする。力つきるまで」とも言う。



「今度こそは…きっと…」と誰しも思い、念じている。裏切りと敗北の歴史に終止符を打ち、歓喜の時を迎える時が来るはずだと。

真実と正義が53年間も蹂躪され、不条理がまかり通ってきたのは、警察・検察・裁判所による政治的談合の結果だ。無垢の者が濡れ衣を着せられ、本来裁かれるべきものが免罪されてきた。過ちは糾さねばならない。冤罪に加担した者たちはその罪をあがなわなければならない。当たり前のことを当たり前、無実を無罪に！

下山進博士の鑑定は世界一級だ。仮に、「脅迫状」の封筒の宛名と本文の訂正箇所を鑑定することができれば、ペンかボールペンか、インクは何かかわかるはずだ。その意味でも、もはや彼らは「逃げる」ことはできないはずだ。しかし、しかし、何が起こるか分からないのが狭山事件でもある。心して取り組みを進めよう。



中川一政は、こんな言葉も残している。

『若い時の勉強は何でもとりいれ貯めることである。  
老年の仕事は、いらぬものをすてていくことである。  
すて去りすて去りして、純粹になってゆくことである。  
若い時の仕事を一歩も出ず、くりかえしの仕事をしていては長生きの甲斐がない。』

『私は、よく生きた者がよく死ぬことができるのだと思っている。  
それはよく働くも者がよく眠ると同じ事で  
そこになんの理屈も神秘も無い。』

## 「市民アピール・デモ」 10月27日（木）

18:00（豊中・稲荷山公園 / 稲荷神社ヨコ）出発⇒18:40頃（轟木公園 / 豊中人権まちづくりセンターそば）

年とともに、かつてできたことができなくなってきたし、気力も体力も十分ではなくなってきた。いらぬものであればいいが、そうではないものまですてることのないようにだけはしたい。そして、老年は老年なりの闘い方を模索し、生み出していければいいのだと思う。

またこうも思う。よく闘った者にこそ、穏やかな眠りの時があつてほしいと。粉骨碎身、命を削り、全てを集中せざるを得ない人生を強いられた者にこそ、至福の時間があるべきだと。

そして、その一方で、保身と栄誉のために他を顧みることなくヒラメ人生を生きる輩がいる。その害毒たるや恐るべし！しかもよく眠るらしい。人の命を食って生きる妖怪もどきと言えよう。

狭山第3次再審、今こそ登るべき山を登りきり、本当の「正念場」にしなければならぬ。そのためには、やるべきことを断固としてやりぬくことだ。「正念場」にできるかどうか、狭山闘争53年の真価が問われる時にあることを肝に銘じ、目の前にあるものをつかみ取ろう！

【by SASAKI】



2016年8月29日

狭山事件再審弁護団

## 新証拠（下山鑑定書等）の提出について

8月22日、前吉備国際大学副学長、現デンマテリアル株式会社色材科学研究所の下山進博士（理工学）による「荏原鑑定の精査と検証」と題する鑑定書を提出した。本鑑定書は、狭山事件の確定判決を突き崩す決定的な新証拠である。

狭山事件の確定判決（東京高裁・寺尾正二裁判長・1974年10月31日）は、被害者の所持品である鞆、万年筆、腕時計が請求人の自白通り発見されたとして、これを「秘密の暴露」と認定し、自白の信用性を担保し、請求人が犯人であることを示す決定的証拠とした。とりわけ、この3つの物証の中でも、万年筆は請求人の自宅から発見されたという意味で有罪の重要証拠とされていた。

発見万年筆については、起訴後に科学警察研究所の荏原秀介技官がおこなった鑑定で、在中インキが、被害者が使用していたインキと異なるとする鑑定結果が出ていた（荏原第1鑑定）が、確定審では調べられなかった。

インキの違いは本件万年筆が被害者のものではないことを示すとして再審請求段階で新証拠として提出したが、第1次、第2次再審請求の各棄却決定は、発見万年筆在中インキが、被害者の級友のインキ、狭山郵便局のカウンター備え付けのインキと「類似する」という荏原技官の追加鑑定（荏原第2鑑定）を援用し、本件当日に被害者が級友のインキあるいは下校後立ち寄った郵便局でカウンター備え付けインキ（ともにブルーブラックインキ）を入れた可能性があると、証拠万年筆は被害者のものとした確定判決の認定を維持してきた。

• 第3次再審において、裁判所の開示勧告もあり、2013年7月に被害者のインキ瓶が証拠開示され写真撮影することができた。弁護人らは、この写真をもとにパイロットコーポレーションに問い合わせ、被害者使用インキが当時販売されていた「ジェットブルーインキ」であることが判明した。

今回、下山博士は、荏原鑑定を精査・検証し、荏原鑑定のおこなった本件万年筆インキのペーパークロマトグラフィー検査の結果において、被害者が使用していたジェットブルーインキの痕跡が現れていないこと、すなわち、ジェットブルーインキは入っておらず、ブルーブラックインキのみであったことを明らかにした。

その際に、当時と同じブルーブラックインキ、ジェットブルーインキを用いて実証実験をおこない、微量にジェットブルーインキがインキ溜に残留した万年筆にブルーブラックインキを入れた（インキ補充をおこなった）場合に、荏原鑑定がおこなったペーパークロマトグラフィー検査によって微量に混在するジェットブルーインキの痕跡（色班）が現れることを確認している。下山鑑定は、発見万年筆が被害者のものではないことを科学的に明らかにしたものである。

下山鑑定によって本件万年筆が被害者のものではないことが科学的に明らかになったことは、証拠ねつ造の疑いを生じさせ、請求人の自白の信用性を揺るがしている。下山鑑定は確定判決を突き崩す決定的新証拠である。狭山事件の再審を開始すべきである。

# 下山鑑定の子

## 1 荏原鑑定の精査によって確認された事実

### (1) 荏原第1鑑定関係

- ① 発見万年筆のインキは被害者の中田家から提出されたインキとは異質のものである。
- ② 発見万年筆のインキは被害者の当用日記・受験生合格手帳のインキとは異質のものである。
- ③ 発見万年筆のインキ溜に被害者のインキは微量も付着残留していなかった。
- ④ 被害者の当用日記・受験生合格手帳のインキは中田家から提出されたインキと同質である。

### (2) 荏原第2鑑定関係

- ① 発見万年筆のインキと被害者の級友から提出されたインキおよび狭山郵便局から提出されたインキは、“類似”と記載されているが、正確には“同質”である。
- ② ペーパークロマトグラフィーと試薬検査による結果は、発見万年筆のインキと級友から提出されたインキ、そして狭山郵便局から提出されたインキが同質のインキであったこと、そのインキは、それぞれブルーブラックインキのみの単品であったことを明らかにしている。

## 2 荏原鑑定の検証によって確認された事実

- (1) 株式会社パイロットコーポレーションに確認した結果、被害者方から提出されたインキ瓶のインキは、ジェットブルーインキであったことが明らかとなった。
- (2) インキのペーパークロマトグラフィーによる実証実験一万年輩（インキ溜）に残留し微量に混在するインキ成分の確認分析の結果、ブルーブラックインキにジェットブルーインキが微量でも混在すれば、混在するジェットブルーインキの存在がペーパークロマトグラフィーによって確実に確認できることが明らかとなった。

このことは、もし、請求人方から発見押収されたパイロット万年筆に在中するインキ（ブルーブラックインキ）に被害者方から提出されたインキ瓶のインキ（被害者が常用していたジェットブルーインキ）が微量でも混在していれば、その存在が荏原第1鑑定のペーパークロマトグラフィーによって確実に確認されていたことになる。

- (3) X線分析顕微鏡による非破壊分析法によって、ブルーブラックインキは特定できる。
- (4) 被害者が書き残したインキ文字を可視一近赤外反射スペクトルによって検証した結果、すべてジェットブルーインキで書いたものとする事ができる。





# 万年筆問題をめぐる経過

- 1963年5月1日 狭山事件発生
- 5月3日 未明に犯人取り逃がし
- 4日 遺体発見
- 23日 請求人逮捕（第1次逮捕）・第1回家宅搜索（刑事12人、2時間17分）
- 6月17日 請求人本件逮捕（第2次逮捕）
- 18日 第2回家宅搜索（刑事14人、2時間8分）
- 20日 三人共犯自白開始
- 23日 単独犯行自白
- 24日 万年筆について最初の自白
- 26日 第3回家宅搜索（刑事4人、24分）万年筆「発見」
- 30日 被害者のインキ瓶を警察が領置
- 7月9日 請求人起訴
- 27日 被害者の級友のインキ瓶を警察が領置
- 8月2日 狭山郵便局のインキを警察が領置
- 16日 科学警察研究所荏原秀介第1鑑定作成〔ペーパークロマトグラフィー検査〕
- 鑑定結果：発見万年筆在中インキは被害者使用インキと異質**
- 30日 荏原第2鑑定作成〔ペーパークロマトグラフィー検査および試薬検査〕
- 鑑定結果：発見万年筆在中インキは級友のインキ、狭山郵便局インキ（ともにブルーブラックインキ）と類似**
- 9月9日 科学警察研究所粕谷一弥作成鑑定書
- 〔発見万年筆のペン先の摩耗はほとんどなく、使用頻度は少ない〕
- 1964年3月11日 浦和地裁が死刑判決
- 1974年10月31日 東京高裁が無期懲役判決
- 1976年8月 最高検察庁が被害者の当用日記、ペン習字浄書等を証拠開示  
（いずれも被害者インキ瓶と同じジェットブルーインキ：下山鑑定）
- 1977年8月9日 最高裁第2小法廷・上告棄却決定
- 1980年2月5日 東京高裁（四谷巖裁判長）再審請求棄却決定
- 「N（級友）の原2審における証言によって当日かその前日ころ被害者にインクを貸したところのある事実がうかがわれるほか、関係証拠によれば被害者が狭山郵便局に立ち寄っていることを示すことが認められ、友人からのインクの借用補充とともに、同郵便局で万年筆のインクを補充したという推測を容れる余地も残されていないとはいえない」
- 1999年7月8日 東京高裁（高木俊夫裁判長）第2次再審請求棄却決定
- 「インクが異なるという事実から直ちに本件万年筆が被害者の万年筆ではない疑いがあるということとはできない。本件当日午前のペン習字の後に、本件万年筆にブルーブラックのインクが補充された可能性がないわけではない」
- 2005年3月16日 最高裁第1小法廷・第2次再審特別広告棄却決定
- 「被害者がライトブルーのインクを常用しており、本件当日午前のペン習字の授業でも同種のインクを用いていること、本件万年筆に入っていたインクはブルーブラックであって、被害者の常用していたインクと異なることが認められるとしても、上記ペン習字の授業後に被害者又は万年筆やインクと無縁ではない申立人によって本件万年筆にブルーブラックのインクが補充された可能性がある以上本件万年筆が被害者の万年筆ではない疑いがあるとはいえない。」
- 2006年5月23日 第3次再審請求
- 2013年7月26日 被害者のインキ瓶、級友のインキ瓶等が証拠開示





部落解放同盟中央機関紙 編集発行人 粗坂 繁之  
 解放新聞社 大阪市港区波除4丁目1-37  
 電話 (06) 6581-8518 ファクシミリ (06) 6581-8517  
 月4回 月曜日発行(第5頁を除く) 1945年7月30日第3種郵便物認可  
 定価1部8頁90円 年ぎめ1部4320円(送料別)

号外

# 発見された万年筆は偽物だった

## 弁護団が新証拠を提出

# 被害者のものでない

## 警察側資料から下山鑑定が示す



弁護団は記者会見をひらいて下山鑑定の新証拠を説明し、再審開始を訴えた (8月29日・東京)



▶「白」をもとに発見され有罪証拠とされている万年筆は偽物だった

狭山事件再審弁護団は8月22日、「白」をもとに発見され有罪証拠とされた万年筆について、入っていたインクには、事件当日まで被害者が使っていたインクは微量も混じっていないことを証明した下山鑑定を新証拠として提出した。万年筆は被害者の物ではなく偽物だった。被害者を殺害後、万年筆を奪って自宅に持ち帰り、お勝手の入り口に置いていたという「白」

確定判決を崩すだけでなく、証拠ねつ造の疑いを生じさせる新証拠だ。

第3次再審請求では、2013年7月に証拠開示された被害者のインク瓶から、被害者のインクが当時販売されていた「ジェットブルー」という商品だと判明。下山鑑定人は、63年の警察側の在案鑑定(第1鑑定、第2鑑定)を精査・検証し、在原鑑定人が実施した検査結果には、ジェットブルーインクの痕跡がまったく出ていないことを明らかにした。万年筆のインクには、事件当日まで被害者が使っていたジェットブルーインクは微量も混じっておらずブルーブラックインクだけであることを証明した。

確定判決(東京高裁・寺尾判決)は、被害者のカバン、万年筆、腕時計が「白」どおりに発見されたとして「秘密の暴露」とし、有罪判決を出した。石川一雄さんの自宅で発見された万年筆は、とくに重要な証拠だとされてきた。その万年筆が偽物、ねつ造だった。新証拠を武器に、下山鑑定人の尋問など事実調べを東京高裁に迫り、再審をかけたろう。

### 証拠開示めぐり応答

#### 第29回3者協議で

第29回3者協議が8月29日午後、東京高裁でひらかれた。埼玉県警などの証拠物一覧表(証拠金品総目録)については、検察官は8月19日付けで意見書を提出し、昨年開示した領置票に載っている証拠物が現時点

で捜査機関が保管する証拠物のすべて、とした。財布、手帳関係の証拠開示は「必要性がない」という回答をくり返した。下山鑑定や、万年筆関係の証拠開示勧告申立書、7月19日付けの証拠開示勧告申立書(5月21

日の上申書作成経過、犯行動機や白の変遷、白にいたる経過にかかわる捜査資料などは検討中とした。次回は11月上旬の予定。

植村 稔・裁判長と担当裁判官、高検の担当検察官、弁護団は中山主任弁護人、中北事務局長、横田、青木、近藤、平岡、宇都宮、福島、河村、小島、山本、指宿の各弁護人が出席した。



# 「被害者の万年筆でない」

## 狭山事件 弁護団が意見書

狭山市で1963年に女子

高校生が殺害された狭山事件の第3次再審請求で、石川一雄さん(77)無期懲役確定、仮釈放の弁護団は29日、石川さんの自宅で見つかった万年筆が「被害者のものではない」と改めて主張する意見書を、専門家の鑑定書とともに東京高裁に提出したと明らかにした。

弁護団によると、確定判決は、石川さんの供述通りに万年筆が見つかったことなどを「秘密の暴露」と認定し、有罪の根拠の一つとしていた。

弁護団は第1、2次再審請求でも万年筆が被害者のものではないと主張。裁判所はインクについて被害者が使っている

たものと違つと認めたが「別のインクを補充した可能性がある」と退けていた。

今回提出した専門家の鑑定書では、万年筆に別のインクを補充した場合、元のインクが微量でも残っているはずなのに、警察の事件当時の鑑定では検出されていないと指摘している。

### ■狭山事件、弁護団が「新証拠」

1963年に埼玉県狭山市で女子高校生(当時16)が殺害された「狭山事件」で、無期懲役が確定して服役し、仮釈放された石川一雄さん(77)の第3次再審請求審の3者協議が29日、東京高裁であった。終了後に弁護団は、石川さん宅から見つかった万年筆が「被害者のものではない」とする新証拠を東京高裁に提出したことを明らかにした。

確定判決で万年筆は、石川さんの自白に基づいて発見されたと認められた。弁護側はこの万年筆のインクが被害者が使っていたものとは違つと主張。だが過去2回の再審請求審では、友人のインクを補充した可能性があるなどとして、「万年筆は被害者のもの」とした確定判決が維持された。

弁護側は今回、違うインクを補充した場合でも、元のインクの痕跡が残るとした専門家の検証実験結果を提出。過去の警察の鑑定では、違うインクが入っていたとする結果が出たが、元のインクが残っていることを示す特徴が出ていなかったという。弁護団は「インクを補充した可能性が否定され、万年筆が被害者のものではないことが明らかになった」としている。

### 狭山事件で 新証拠提出

弁護側・万年筆鑑定  
埼玉県狭山市で1963年、女子高校生が殺害された「狭山事件」で無期懲役が確定した石川一雄さん(77)仮釈放中の第3次再審請求で、弁護側は29日、

事件後に石川さんの自宅から見つかった万年筆に関する鑑定結果を東京高裁に新証拠として提出したことを明らかにした。

万年筆は被害者の持ち物と認定され、有罪判決を支える重要な証拠になった。弁護側はこの万年筆に入っているのと同種のインクなどを用いた実験を実施。その結果を基に、被害者が事件当日に書いた文字と石川さん宅の万年筆のインク成分が異なり、インクが入れ替えられた可能性もないとして、「万年筆は被害者ではなく別人の物だった。再審を直ちに開始すべきだ」と主張している。

【近松仁太郎】

●新聞は予想以上に「冷淡」だ。証拠の偽造というトンデモナイことなのに、なぜ大騒ぎをしないのか？あの「郵便不正事件」のフロッピー・ディスクの改竄とは大違いだ。ひょっとしたら、下山鑑定の意味がよくわかっていないのだろうか？あるいは、狭山事件そのものに「関心」を持たないようにしているのだろうか？それとも、かつて差別報道したことが災いとなっているのだろうか？狭山事件が冤罪であることは、ちょっと調べればわかるはずだから、わかっているスルーしているのだろう。嘆かわしいことだが、これが狭山事件に対する新聞(メディア)の現状なのだ。ここにも越えなければならない山がある。

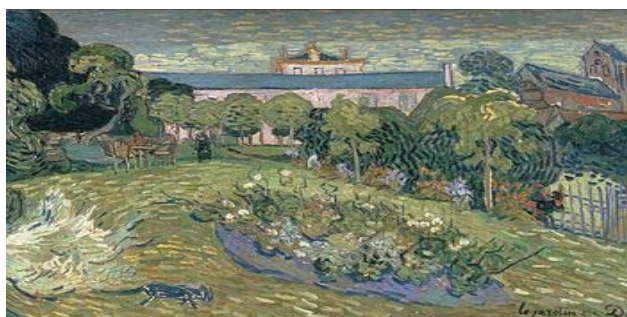


# ゴッホ《ドービニーの庭》に隠されていた“黒猫”の発見

下山 進



油彩画《ドービニーの庭》1890年（ひろしま美術館所蔵）（上）は、ゴッホ最晩年の作品である。また、同名の作品がスイスのバーゼル美術館に寄託されている（下）。



いずれも、ヴィンセント・ヴァン・ゴッホ（1890年7月29日歿）の作品で、ほぼ同じ寸法、同じ構図である。バーゼル作品には庭を横切る《黒猫》が描かれている。しかし、ひろしま作品には《黒猫》の姿はない。もし、ひろしま作品にも《黒猫》が描かれたとすれば、同じような箇所には《黒猫》が存在するはずである。しかし、そこは茶褐色に変色して見えるだけだ

1990年、ひろしま作品の光学調査（X線、紫外線、赤外線写真による観察）が行われた。しかし、《黒猫》の存在を確認することはできなかった。ただ、茶褐色に変色した箇所は、後から絵具が塗り重ねられた加筆部分と推定された。このこともあって、ひろしま作品には“最初から《黒猫》は描かれていない”、あるいはゴッホ自身が自殺する直前の作品であるため“ゴッホ自身が自殺直前に消した”、さらには“《黒猫》が立ち去った後が描かれている”などと多くの議論が生まれた。はたして、ゴッホは、ひろしま作品にも《黒猫》を描いていたのか？

今回のXGTによる蛍光X線分析では、ひろしま作品に隠されていた《黒猫》の発見のほか、絵画上部の空の部分が拡張され加筆されていること、などがわかった。

再現されたCG（下）からわかるように、当初は、ひろしま作品にも“前景に一匹の黒猫”が描かれ、全体的に鮮やかな透明感のある色彩で表現されていたことがうかがえる。ゴッホの歿後、1901年4月頃、画家のエミール・シェフネッケルによって加筆が行われ、この《黒猫》が隠されてしまったと考える。



## あとがき

◆前号（32号/2014年8月）から2年以上が過ぎたが、「つうしん」を出すことになった。事態が動きつつある中、やはり何か発しなければとの想いに駆られたからだ。◆世上、狭山に着目する人は多くはないが、菅野さんは貴重な一人だ。いしはらさんがうまく書いてくれているとおどろだ。10.20は豊中に来てぜひ話を聴いてほしい。◆下山鑑定はシンプルでわかりやすい。ゴッホの絵でもいかにその知見を発揮されている。“その世界”でも「狭山」が話題になればいいと思う。◆30回目の三者協議は11月上旬の予定だが、果たして劇的な動きはあるのか？新聞への「意見広告」をすることも決まったようだが、情報がないままだ。「鉄は熱いうちに打て！」と言うように、時機を捉えてたたみかける時には、ピシッ、ピシッとやるべきだろう。HPでの情報発信もしっかりしてほしい。

【by SASAKI】